

令和7年 第12回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年12月25日(木) 午後3時30分～

2. 場 所 頬娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会長	1番 本木下 裕一		
会長職務代理	2番 大隣 初美		
委員	3番 月野 貴大	4番 吉崎 久男	5番 東垂水 勝秀
	6番 松永 克生	7番 高江 京子	8番 永山 明美
	9番 福元 幸志	10番 松園 勝郎	11番 下之門 信洋
	12番 山下 信一郎	13番 大坪 幸博	14番 桑代 純一
	15番 柏川 明子	16番 松村 孝徳	17番 池田 慎
	18番 柏山 俊孝	19番 宮原 俊郎	

4. 欠席委員(0人)

5. 議題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第72号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第73号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第74号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第75号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第76号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第77号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第78号 南九州市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第12 議案第79号 南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する

訓令の制定について

- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時 30 分

事 務 局 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、下之門委員になりますのでよろしくお願
いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。

ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 12 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定を
ご覧いただきたいと思います。 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事 務 局 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござ
いませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
え、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、8 番永山委員、
10 番松蘭委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 12 月 25 日の 1 日間で御異議ござ
いませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

- 議長 異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議長 資料2^{ページ}の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明致します。5^{ページ}からでございます。
- 農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が53件ございました。
- 貸人は○○の○○○○さん、借人は同じく○○の○○○○さん ほかです。
- 貸人主導によるもの22件、借人主導によるもの31件です。
- 地目の内訳は、田12筆8,878m²、畠115筆145,741m²、山林等（現況畠）5筆8,721m²の合計132筆163,340m²で、穎娃地域30件、知覧地域18件、川辺地域5件です。
- 以上で説明を終わります。
- 議員長 只今の事案について、質疑はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 議員長 質疑なしと認めます。
- 只今の案件につきましては、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議員長 続きまして、資料11^{ページ}の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
- 事務局 説明致します。資料は12^{ページ}からです。
- 今回は、新規認定2件、更新19件です。
- 新規認定の2件につきましては、穎娃地域1件、知覧地域1件で双方とも茶と露地野菜の複合経営であります。再認定の内訳としては、穎娃地域17件、知覧地域2件です。営農類型としては茶（複合含む）15件、甘藷及び露地野菜4件です。
- 以上で説明を終わります。
- 議員長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 議員長 質問なしと認めます。
- 只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。
- 議員長 次に、資料19^{ページ}の日程第5「議案第72号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。
- 現地調査員の報告をお願いいたします。○○委員お願いします。
- 番委員 報告いたします。
- 20^{ページ}の審議番号1番です。関連資料は別冊1^{ページ}からになります。
- 申請人は、○○の○○○○さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畠〇〇m²のうち〇〇m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでいる〇〇です。〇〇〇〇ため、申請地に〇〇を建築し、利用しようとするもので、〇〇の一部追認と合わせて、〇〇へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側・西側は畠に、東側は里道に、南側は農道に接しています。現状のまま利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。
事務局 補足説明いたします。

審議番号 1 番については、用途区分の変更となっています。當農に必要な施設の用に供される〇〇に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 72 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適當意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号については、申請どおり適當意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料 21 ページの日程第 6 議案第 73 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。

22 ページの審議番号 1 番です。関連資料は別冊 8 ページからになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畠〇〇m²のうち〇〇m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請理由等については、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事務局

補足説明いたします。

農地法第4条に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、手続きを経ずに平成〇年頃、〇〇を整備し利用していたことにより、今回、〇〇と合わせて、一部追認での申請となつたもので、始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、申請地が農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります

以上で補足説明を終わります。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員長

「なし」の声あり

委員長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第73号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員長

「異議なし」の声あり

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長

次に、資料23ページの日程第7 議案第74号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員

報告いたします。

24ページの審議番号1番です。関連資料は別冊14ページからになります。

貸し人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。借り人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畠〇〇m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇市に〇〇〇〇を行う〇〇で、申請地を借り受け、〇〇をしようとするものです。

申請地の北側・西側は市道に、東側・南側は畑に接しています。

最高 20 cm程度の盛土と最高 48 cm程度の切土を行いますが、土留め工事や法面保護を行うので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下により浸透枠へ浸透させます。日照・通風等については、○○の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

尚、隣接している畑は耕作されていない状況であります。又、借人・貸人とも県外ですが、施設の日頃の管理につきましては、○○が行うとのことでした。

以上で報告を終わります。

議 長

○番委員

次に、○○委員お願いします。

報告いたします。

24 ヶの審議番号 2 番です。関連資料は別冊 20 ヶからになります。

譲受人は、○○の○○○○さんです。譲渡人は、○○の○○○○さんです。

申請地は、川辺町○○字○○○○○○番の畑○○m²で○○自治会に位置します。

申請人は、○○○○ため、申請地を取得し○○を建築しようとするもので

す。

申請地の北側は宅地及び畑に、東側は宅地に、西側は宅地及び畑に、南側

は市道に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ溜枠へ放流します。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、平屋であり建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、25 ヶの審議番号 3 番です。関連資料は別冊 24 ヶからになります。

借り人は、○○の○○○○さんです。貸し人は、○○の○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○○○○○番の一部の田○○m²のうち○○m²で○○自治会に位置します。

申請人は、○○○○で、申請地を借り受けて○○をするものです。

申請地の北側は水路に、東側は里道に、西側は宅地及び田に、南側は国道に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

第 5 条に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供すること

の確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分は、別冊資料15ページをご覧ください。申請地と○○駅の直線距離は約○○mとなっております。

また、配布のラミネートの「農地転用の許可基準早見表」の第2種農地の箇所を合わせて御覧ください。

申請地は、鉄道の駅、支所を含む市役所等の周囲概ね500m以内の区域内にある農地であることから、第2種農地の『500m以内農地』に区分されます。

審議番号2番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある『都市計画用途地域内農地』であることから第3種農地に区分されます。

審議番号3番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議長　　只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

○番委員　審議番号○番ですが、○○○○等に対する強度は問題ないのでしょうか。

事務局　　別冊資料の27ページに申請人から提出された○○の仕様が掲載されてありますが、○○○○になっております。

当該申請人につきましては、○○○○であり、現地調査時にも強度については計算をされた強度になっているとの事で確認をしております。

尚、○○の仕様については、○○○○になっているところです。

議長　　他に質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第74号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第74号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長　　次に、資料26ページの日程第8　議案第75号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局　　事務局に提案説明を求めます。

事務局　　はじめに、資料30ページの審議番号12について農地法第3条許可申請に対する取下げ願いがありましたので説明いたします。

譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。取下げの理由につきましては、農地法第5条申請を予定していた農地を誤って農地法第3条申請で申請してしまったため取下げをおこなうものです。正しい申請につきましては再度申請予定となっております。

次に、29番審議番号9番について、申請事由で「新規就農」とありますが、「自給的農業」に訂正願います。

それでは、所有権移転の説明をいたします。議案資料27～31、議案説明資料29～33の3条所有権移転12件でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請です。

地目の内訳は、田6筆3,082m²、畑14筆21,545m²合計20筆24,627m²です。理由につきましては、規模拡大8件、自給的農業が4件です。

10a当たりの取引価格につきましては、49千円から3,020千円程度です。

10a当たりの取引価格の平均につきましては、660千円でございます。

地域別では、穎娃地域5件、知覧地域6件、川辺地域1件です。

農地法3条申請につきまして、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長　　只今、説明のありました案件について、〇〇委員が〇番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第75号「農地法第3条許可申請」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第75号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長　　引き続き、議案第75号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。
(退室)

議員 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
議長 「なし」の声あり
議員 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第75号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

議員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第75号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長 関係委員に報告いたします。
議案第75号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、資料32^シの日程第9 議案第76号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

事務局 資料は33^シからになります。
今回の契約開始は令和8年2月28日開始分となっています。
利用権を設定する者は○○の○○○○さん、設定を受ける者は○○の○○○○さんほかです。
設定面積は、田8筆8,851m²、畑300筆453,279m²の合計308筆462,130m²で、穎娃地域226筆、知覧地域64筆、川辺地域18筆となっております。

今回の2月28日開始分308筆のうち、内訳として、新規分が46筆、前回基盤法が145筆、前回農地バンクが117筆として、表の一番右列の前契約情報及び45^シに表示しております。

次に、所有権移転の契約について説明いたします。表は貸借の利用権設定の貸借合計と同じく45^シになります。今回、農地中間管理事業の農地売買等事業により、所有権移転を行う旨の申請がありました。

農地バンクが農地の買入れを行う場合の農地利用集積等促進計画案の作成にあたって、総会において意見聴取を行うこととなっております。

所有者は○○の○○○○さん、担い手は同じく○○の○○○○さんです。
設定面積は○○m²で穎娃地域3筆、知覧地域2筆となっております。

ここで農地売買等事業についてですが、農地バンクが所有者から農地の買入れを行い、担い手へ売り渡すという形になります。農地売買等事業の農地要件は、「農用地区域内の農地等であること」、「農地代金が対象農地の近傍類似地価格に準ずること」、「所有権移転が完了しており、抵当権等

の権利設定がされていないこと」があります。

又, 担い手要件は「認定農業者や認定新規就農者等の担い手であること」, 「農地取得後の経営面積が概ね 1 ha 以上の団地を形成すること」, 「資金計画が明確であり, 購入資金の準備が整っていること」です。

農地バンクによる農地売買等事業は, 所有者と担い手双方に税の優遇措置がありますが, 一方で農地要件を満たす必要がありますので, 3 条での売買との違いを比較しながら, 2 月総会で資料を配布し説明予定としています。

以上, すべての案件につきまして, その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い, また事業に必要な農作業に常時従事し, その土地を効率的に利用することが認められ, 併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今, 説明のありました案件について, 審議をお願いいたしますが, ○○委員が○番, ○○委員が○から○番, ○○委員が○番から○番, ○○委員が○番から○番について議事参与の制限に該当しますので, まず該当者のいない案件について, 全委員で審議いたします。

質問, 御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問, 御意見がございませんので採決いたします。

議案第 76 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち, 議事参与の制限に該当しない案件については, 申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって, 議案第 76 号に係る案件のうち, 議事参与の制限に該当しない案件について, 申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き, 議案第 76 号のうち, 議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上, 議事参与の制限に該当する案件については, 一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは, 関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長 これより, 質疑を行います。質問, 御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問, 御意見がございませんので, 採決いたします。

議案第 76 号のうち, 議事参与の制限に該当する案件については, 申請ど

おり適當意見とすることに御異議ございませんか。

委員長 「異議なし」の声あり

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第76号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適當意見とすることに決定いたします。

関係委員の入室を許可いたします。

(入室)

議長 関係委員に報告いたします。

議案第76号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適當意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料46ページの日程第10 議案第77号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。○○委員お願いします。

○番委員 報告いたします。

47ページの審議番号1番です。関連資料は別冊34ページからになります。

申請人は、○○の○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○○○○○○番の畠 ほか1筆の計○○m²で○○自治会に位置します。

①については、申請人の父が当該地に住宅を建てて居住していましたが、令和○年○月に亡くなつたため住宅は空き家になっています。その後、宅地として現在に至っております。

②については、申請人の父が管理していましたが、令和○年○月に亡くなつたため、雑木が繁茂し、現在に至っております。

①②ともに、農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事務局 資料の修正があります。総会資料47ページの現況②「山林」とありますが「原野」に訂正願います。

それでは補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数や利用状況、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

委員長 質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

委員長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 77 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 77 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

次に、資料 48 ページの日程第 11 議案第 78 号「南九州市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

説明致します。説明資料 40 ページになります。

行政組織再編及び新庁舎移転に伴い、農業委員会と農業振興課は同一フロアで隣接課となる見込みです。双方に農政係があり住民の混乱を避けるため、農業委員会事務局 農政係の係名を変更するものであります。

係名については、現在、〇〇係で検討中でありますが、正式名称が決定しましたら改めて報告いたします。

以上で説明を終わります。

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第 78 号「南九州市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 78 号については、原案どおり承認されました。

次に、資料 49 ページの日程第 12 議案第 79 号「南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

説明致します。説明資料 41 ページからになります。

提案理由につきましては、先ほどの議案 78 号と同じであります。関係規則等も同時に変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がございませんので採決いたします。

議案第 79 号「南九州市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって議案第 79 号については、原案どおり承認されました。

次に、日程第 13 「その他」でございますが、委員の方々から何かござい

ませんか。

- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
- 事 務 局 令和8年度の農業委員会総会の開催時間について協議依頼
- 議 長 裁決により、従来どおりでお願いします。
- 議 長 他にありませんでしょうか。
- 事 務 局 追加資料の説明。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、確認したい事項はありませんか。
- 番委員 景観条例との関連について要望
- 委員 情報共有の要望
- 番委員 委員の意識向上について要望
- 議 長 その他でほかにありませんか。
- 事 務 局 今後の日程について連絡
- 議 長 その他にありませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。
- これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第 12 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。
- 事務局長 「一同礼」

閉 会 午後4時40分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 8番

会議録署名委員 10番
